

幼稚園設置基準及び認定こども園認定基準

		幼稚園	認定こども園			
			幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
設置者	国・地方公共団体・学校法人・個人（学校教育法附則第6条園）	国・地方公共団体・社会福祉法人（特例）・学校法人・個人（学校教育法附則第6条園）	国・地方公共団体・学校法人・個人（学校教育法附則第6条園）	設置主体の制限なし	設置主体の制限なし	
対象児童	満3歳から小学校就学前	0歳から小学校就学前（幼稚園型単独型については満3歳から小学校就学前）				
申込方法・入園決定	利用者が各施設へ直接申込み、施設設置者が抽選や面接により選考し入園を決定する	認定こども園の認定を受けた施設は、保育所であっても利用者と施設との直接契約による利用となる。（幼保連携型・保育所型については、市が保育に欠ける子どもの認定を行う）				
規模	規程なし	幼稚園・保育所の認可を前提。全体の定員が60人以上であれば、保育所部分の定員は10人以上で可（社会福祉法の特例）	幼稚園の認可を前提。幼稚園型認定こども園における保育に欠ける子どもの定員は6人以上（都細目）	保育所の認可を前提。※保育所の最低定員は20人以上	規定なし	
施設基準	園舎	学級数に応じた園舎全体の面積基準を規定 1学級 180㎡ 2学級以上 320+100×（学級数-2）㎡	学級数に応じた園舎全体の面積基準を規定 1学級 180㎡ 2学級以上 320+100×（学級数-2）㎡	学級数に応じた園舎全体の面積基準を規定 1学級 180㎡ 2学級以上 320+100×（学級数-2）㎡	規定なし	
	運動場 屋外遊技場	必置 2学級以下 330+30×（学級数-1）㎡ 3学級以上 400+80×（学級数-3）㎡	次の①及び②を合計した面積以上 ① 認定こども園を構成する幼稚園の学級数に応じ、以下の面積 2学級以下 330+30×（学級数-1）㎡ 3学級以上 400+80×（学級数-3）㎡ ② 認定こども園を構成する保育所の2歳以上児につき、以下の面積 3.3㎡/人 ※保育所においては、一定の要件を満たす場合、付近の適当な場所に代えることも可	次の①及び②を合計した面積以上 ① 認定こども園を構成する幼稚園の学級数に応じ、以下の面積 2学級以下 330+30×（学級数-1）㎡ 3学級以上 400+80×（学級数-3）㎡ ② 認定こども園を構成する認可外保育施設の2歳以上児につき、以下の面積 3.3㎡/人 ※認可外保育施設においては、一定の要件を満たす場合、付近の適当な場所に代えることも可	2歳以上児 3.3㎡/人 ※一定の要件を満たす場合、付近の適当な場所に代えることも可	
	保育室 遊戯室	保育室 1室 53㎡以上 （東京都私立幼稚園設置認可取扱内規に規定） 遊戯室 1室 100㎡以上 （東京都私立幼稚園設置認可取扱内規に規定）	○認定こども園を構成する幼稚園（私立の場合）の保育室及び遊戯室の面積（兼用可） 保育室 1室 53㎡以上 遊戯室 1室 100㎡以上 ○認定こども園を構成する保育所の保育室及び遊戯室（兼用可）の面積 保育所の2歳以上児につき 1.98㎡/人 ○乳児室・ほふく室 3.3㎡/人	○認定こども園を構成する幼稚園（私立の場合）の保育室及び遊戯室の面積（兼用可） 保育室 1室 53㎡以上 遊戯室 1室 100㎡以上 ○認定こども園を構成する認可外保育施設の保育室及び遊戯室（兼用可）の面積 保育所の2歳以上児につき 1.98㎡/人 ○乳児室・ほふく室 3.3㎡/人 （年度途中に定員を超えて入所させる場合、2.5㎡/人まで弾力化）	○2歳以上児 保育室及び遊戯室 3.3㎡/人 ○0・1歳児 乳児室・ほふく室 3.3㎡/人	○2歳以上児 保育室及び遊戯室 3.3㎡/人 ○0・1歳児 乳児室・ほふく室 3.3㎡/人 （年度途中に定員を超えて入所させる場合、2.5㎡/人まで弾力化）
職員配置基準	35：1（1学級35人以下） ・各学級ごとに少なくとも、専任の教諭等（主幹教諭・指導教諭・教諭）を1人配置 ・特別な事情がある時は、当該幼稚園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教又は講師による代替も可	○短時間利用児：幼稚園と同じ（35：1） ○長時間利用児：0歳児 3：1、1・2歳児 6：1、3歳児 20：1、4・5歳児 30：1 ・共通利用時間には、満3歳以上児について学級（35人以下）を編成。各学級に学級担任（専任）を少なくとも1人を配置 ・認定こども園を構成する施設及び定員より、1人又は2人を加えて配置 ・「満3歳以上児に必要な保育従事職員数（a）<必要な学級担任数（b）」の場合、（b）-（a）の人数を加えて配置				
		○0～2歳児 保育士資格を有する者 ○3～5歳児 ・原則として、幼稚園教諭免許・保育士資格併有者 ・併有者でない場合は、 ★学級担任は幼稚園教諭免許状を有する者 ★共通利用時間以外の保育は原則保育士資格を有する者。 幼稚園での保育の場合は、必要な保育従事職員数の6割以上が常勤の保育士資格を有する者。（ただし、認定時にこれが困難な場合、両資格併有に向けた努力等を条件に、6割の中に幼稚園教諭を含めて可）	○0～2歳児 満3歳以上の長時間利用児を含め算定した必要な保育従事職員数の6割以上が常勤の保育士資格を有する者 ○3～5歳児 ・原則として、幼稚園教諭免許・保育士資格併有者 ・併有者でない場合は、 ★学級担任は幼稚園教諭免許状を有する者 ★共通利用時間以外の保育は0～2歳児を含め算定した必要な保育従事職員数の6割以上が常勤の保育士資格を有する者。（ただし認定時にこれが困難な場合、別途規定）	○0～2歳児 保育士資格を有する者 ○3～5歳児 ・原則として、幼稚園教諭免許・保育士資格併有者 ・併有者でない場合は、 ★学級担任は幼稚園教諭免許状を有する者（ただし認定時にこれが困難な場合、両資格併有に向けた努力等を条件に、保育士でも可） ★共通利用時間以外の保育は、保育士資格を有する者	○0～2歳児 満3歳以上の長時間利用児を含め算定した必要な保育従事職員数の6割以上が常勤の保育士資格を有する者 ○3～5歳児 ・原則として、幼稚園教諭免許・保育士資格併有者 ・併有者でない場合は、 ★学級担任は幼稚園教諭免許状を有する者（ただし認定時にこれが困難な場合、両資格併有に向けた努力等を条件に、保育士でも可） ★共通利用時間以外の保育は0～2歳児を含め算定した必要な保育従事職員数の6割以上が常勤の保育士資格を有する者。（ただし認定時にこれが困難な場合、別途規定）	